

富谷市子どもにやさしいまちづくり条例（仮称）素案に係るパブリックコメント実施要領

1 趣旨

富谷市子どもにやさしいまちづくり条例（仮称）の制定に向けて、より実効性の高い内容とするために条例素案を公表し、広く市民の皆さまなどからご意見を募集するものです。以下、富谷市パブリックコメント手続に関する実施要綱に基づき策定しています。

2 パブリックコメントの対象

富谷市子どもにやさしいまちづくり条例（仮称）素案

【参考】富谷市子どもにやさしいまちづくり条例（仮称）素案 [解説]

3 意見の募集期間

令和7年12月15日（月）～令和8年1月5日（月）まで（22日間）

4 公表・閲覧

(1) 市のホームページに掲載します。

<http://www.tomiya-city.miyagi.jp/>

(2) 閲覧場所

富谷市保健福祉部子育て支援課（市役所本庁舎1階）

とみや子育て支援センター（とみここ）

富谷市各出張所窓口

5 意見を提出できる方

(1) 市民の方

(2) 市内に通勤・通学している方

(3) 市内に事務所等のある個人・法人，その他の団体の方

6 意見の提出方法

別紙様式「意見提出様式」により以下のいずれかの方法により提出してください。

(1) 持参，または郵送(必着)の場合

〒981-3332 富谷市明石台七丁目2番地1

とみや子育て支援センター あて

(郵送の場合、切手に係る郵送料はご本人の負担をお願いいたします。)

(2) ファクシミリの場合

022-343-6608

(3) 電子メールの場合

tomicoco@tomiya-city.miyagi.jp

7 パブリックコメントの公表時期

令和8年1月中旬に市のホームページに掲載します。

8 その他

- (1) 市民の方は、氏名、住所、電話番号等の連絡先を必ず記入してください。お寄せいただいた個人情報は、他の目的には一切使用しません。また、市内に通勤・通学の方がご意見を提出される場合は、事業所・学校等の名称及び所在地を必ず記入してください。
- (2) お寄せいただきましたご意見の内容（氏名、住所、連絡先を除きます。）及びご意見に対する回答を市のホームページで公表させていただく予定です。また、類似するご意見については集約する場合があります。
- (3) お寄せいただきましたご意見に対する個別の回答は行いませんので予めご了承ください。
- (4) 電話及び口頭でのご意見は、聞き取り誤りなどにより正確性を欠く恐れがあることから、応じられませんので予めご了承ください。

9 問合せ先

とみや子育て支援センター（電話 022-343-5528）